

KN グローカルリサーチレポート

2017年8月
No.16



梅雨明けと共に、子どもは夏休み。平日の昼間に、子ども達の笑い声が聞こえてくる8月です。

暑い日が続きます。水分補給をして、夏を乗り切りましょう。

障害者雇用率 2.2%に（従業員45.5人以上で、障害者1名以上の雇用が義務に）



来年4月から、障害者の法定雇用率が 2.0 %から 2.2%に引き上げられる。これにより、従来は従業員 50 人以上で障害者 1 名以上の雇用義務であったが、従業員 45.5 人以上で障害者 1 名以上の雇用義務となる。また、障害者の雇用対象に、発達障害などの精神障害も加わる。

【静岡県における障害者の就職状況】

H28 年度、静岡県内のハローワーク経由での障害者の就職件数は 2,691 件と、6 年連続で過去最高を更新し、精神障害者の就職件数が身体障害者の就職件数を上回った。

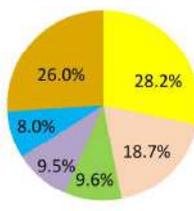
また、事業所の規模による就職件数は、従業員 55 人以下の事業所へ 1,052 件就職し、56 ～ 300 人の事業所へ 739 件、301 人以上は 900 件となっており、従業員数が比較的少ない事業所も積極的に障害者を受け入れていることがわかる。

図1 障害者の就職の推移 単位：人

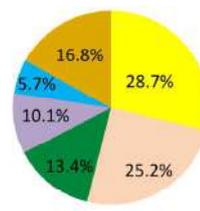


図2 障害別の就職先の業種 単位：%

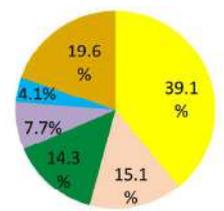
身体障害者



知的障害者



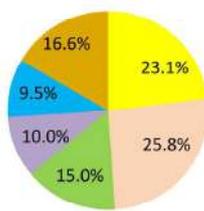
精神障害者



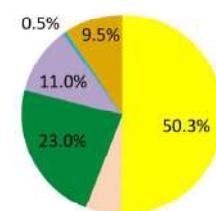
● 医療・福祉 ● 製造業 ● 卸・小売業 ● サービス業 ● 運輸・郵便業 ● その他

図3 障害別の仕事内容 単位：%

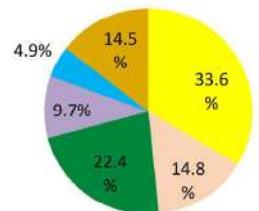
身体障害者



知的障害者



精神障害者



● 運搬・清掃・梱包 ● 事務 ● 生産工程 ● サービス ● 専門・技術 ● その他

就職先の業種は、医療福祉が 871 件で最も多く、製造業 518 件、卸小売業 336 件の順となっている。障害別に見ると精神障害者は医療福祉へ就職する割合が高くなっている。

仕事内容は、運搬清掃梱包が 936 件と最も多く、生産工程 543 件、事務 428 件の順となっている。障害別では、身体障害者は事務の割合が最も高く 25.8%だが、知的障害者は運搬清掃搬送への就職が 50.3 %と過半数を占める。精神障害者は運輸清掃梱包が最も多く 33.6 %となっている。

***** ～～ バンコクの風 ～～*****

2011年にタイで大洪水が起きてから、6年が経ちました。私が赴任前のことで、噂にはいろいろ聞きます。やれ、2階まで水が上がってきたとか、会計の書類が全て流されたとか、機械が壊れてしまったとか、身近なところでたくさんの経験者がいます。

今でも毎年、どこかで洪水自体は起きてますし、バンコクでも浸水はよくあります。写真は弊社の職員が撮った通勤風景です。(バンコク・影山)



【静岡県における障害者の就労状況】

静岡労働局によると、静岡県内の民間企業（従業員50人以上）に雇用されている障害者は10,395人で、内訳は、身体障害者6,678人（対前年比0.8%増）、知的障害者2,930.5人（対前年比5.9%増）、精神障害者786.5人（対前年比25.3%増）となっており、精神障害者の就労者が増えてきている。

事業所の規模では、従業員1,000人以上の企業に3,366人が就労しており、次いで100～299人の企業に2,706人が就労している。

図4 従業員規模別の障害者就労数 単位：人

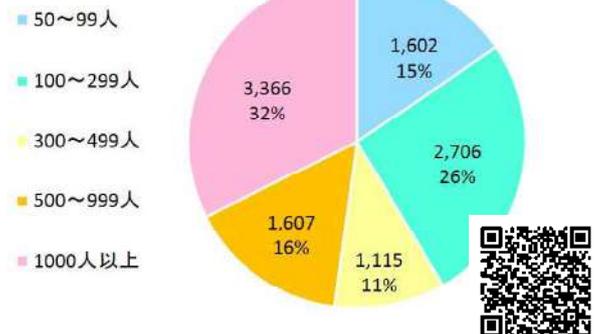


表1 障害者雇用の概況 出所) 静岡労働局のプレスリリース及び統計

従業員規模	企業数	達成企業数	割合	就労数	実雇用率
50～99人	1,313	635	48.4%	1,602人	1.75
100～299人	965	551	57.1%	2,706人	1.79
300～499人	180	80	44.4%	1,115人	1.73
500～999人	120	58	48.3%	1,607人	2.02
1,000人以上	57	31	54.4%	3,366人	2.10
合計	2,635	1,355	51.4%	10,395人	1.90

就労業種は「製造業（42.9%）」が最も多く、「医療・福祉（16.8%）」、「卸・小売業（12.3%）」、「サービス業（5.6%）」、「運輸業（5.4%）」、「金融・保険・不動産業（5.1%）」となっている。

静岡県における障害者の雇用は、今までは、企業規模の大きな製造業が担っていたが、今後は、法定雇用率の引き上げと共に、企業規模の小さな、製造業以外の業種に広がり、発達障害などの精神障害者の就労機会も増えるであろう。

【障害者雇用の助成金】

障害者の雇用を促進するため、障害者を新たに雇い入れたり、障害者が働き続けられるように環境を整備したり、障害者に職業訓練するなどに、様々な助成金が用意されている。（助成金を利用する場合は、ハローワーク経由での雇用が前提となる）

執筆 = 西川公一郎：元浜松市議会議員、防災士

(公社)子どもの発達科学研究所 事務局長

(一財)日本総合研究所 客員研究員

浜松市中区 在住 ko-ichi@24kawa.org